

# 特定非営利活動法人雨岳文庫を活用する会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人雨岳文庫を活用する会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市上粕屋862番地の1に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、私的団体「雨岳文庫」の所有する山口家文書の調査・研究およびその成果の発表、国の有形登録文化財である建物および備品の調査・整理および保存、所蔵資料に関連した講演会・研究会の開催、農家の生活を念頭においた建物・屋敷の公開、屋敷の周りの畑を使った、環境保全・伝統的農業の保存を考慮に入れた農業体験・食生活改善学習への利用などを通じて社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化または芸術の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 雨岳文庫の所蔵文書・歴史資料の調査・研究、ならびに関連資料の収集事業
- (2) 雨岳文庫の所蔵する登録文化財の建物を含む建物・家具・書画・什器・民具等の保存・公開事業
- (3) 講演会・研究会の開催など、研究成果の公開・発表事業
- (4) 建物・屋敷を中心に、農家の生活の公開および環境の整備事業
- (5) 社会教育的利用事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人および団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった個人または、学識経験者で総会によって推薦された個人

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由の無い限り入会を認めなければならない。

- 2. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を、理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 7人以上13人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とし、2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長及び専務理事は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、その職務を執行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務をおこなう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために、必要がある場合には総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者、または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無く補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を、弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 職員

(職員)

第20条 この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

## 第6章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散および合併

(3) 事業計画および収支予算ならびにその変更

(4) 事業報告および収支決算

(5) 役員を選任または解任、職務および報酬

(6) 入会金、および会費の額

(7) 長期借入金その他新たな義務の負担、および権利の放棄

(8) 事務局の組織および運営

(9) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集を請求したとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日から少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席が無ければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として、表決を委任することが出来る。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第48条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者、または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要、および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名しなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席が無ければ、開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、その議事の議決に加わることができない。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

ならない。

- ( 1 ) 日時および場所
  - ( 2 ) 理事総数および出席者数（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - ( 3 ) 審議事項
  - ( 4 ) 議事の経過の概要および議決の結果
  - ( 5 ) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 . 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名しなければならない。

## 第8章 資産および会計

### （資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産
- ( 2 ) 入会金および会費
- ( 3 ) 寄付金品
- ( 4 ) 財産から生じる収入
- ( 5 ) 事業に伴う収入
- ( 6 ) その他の収入

### （資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### （事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （事業計画および収支予算）

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### （事業報告および収支予算）

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、および収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、監事

の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第47条 この法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

2. 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて、所轄官庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地、およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功が見込めない

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産開始手続の決定

(6) 所轄庁による、設立認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が、解散(合併または破産開始手続の決定による解散を除く。)

したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人または財団法人で、この法人と類似する目的を持つもののうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行

う。

## 第 1 1 章 雑 則

( 細 則 )

第 5 3 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	山 口 匡 一
副理事長	大 畑 哲
同	樋 口 雄 一
専務理事	山 口 賢 人
理 事	三 上 利 榮
同	中 山 章
同	久 保 寺 敏 郎
同	間 宮 恒 行
監 事	高 裕 子
同	片 桐 務
3. この法人の、設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 1 9 年 5 月 3 1 日 までとする。
4. この法人の、設立当初の事業年度は、第 4 3 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日 までとする。
5. この法人の、設立当初の事業計画および収支予算は第 4 4 条の規定にかかわらず、設立総会で定めるところによる。
6. この法人の、設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

( 1 ) 入会金 0 円

( 2 ) 会 費

正会員	年	3,000 円
賛助会員	年	5,000 円/1 口 ( 口数は制限しない )
名誉会員	年	0 円